TAKKEN GIFU

宅建ぎふ
Vol.461
平成27年5月15日発行

おもな内容

始まります！「宅地建物取引士」資格試験…… 2
2月新設住宅着工 …… 3
平成２７年度「賃貸不動産経営管理士試験」及び
「講習日程」等について …… 4
国有地売却のお知らせ…… 6
身近な法律相談…… 8
不動産取引判例集…… 9
協会の動き・支部だより・会員の異動……11

REAL PARTNER
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

始まります！　「宅地建物取引士」資格試験

宅地建物取引業法が改正され、平成２７年４月１日より「宅地建物取引主任者試験」は、「宅地建物取引士試験」に名称変更となり、平成２７年度に第１回試験が実施されます。

●宅地建物取引主任士とは

多くの人にとって、自宅等の不動産の購入は一生に一度の大きな買い物です。その大事な取引の際に、消費者保護の立場から、不動産に関する重要事項の説明などを行うのが宅地建物取引士です。宅地建物取引業法に定める重要事項の説明などは宅地建物取引士に限られた業務です。

●宅地建物取引士試験（宅建試験）とは

宅地建物取引士試験は、不動産取引の専門家である宅地建物取引士に必要な知識を問う試験で、その内容は、宅地建物取引業法にとどまらず、不動産取引に密接に関連する民法や借地借家法、都市計画法、建築基準法等多岐にわたります。なお、この試験は、年齢や学歴等を問わず受験でき、一度合格すると一生有効です。

◎　第１回試験は、平成２７年１０月１８日（日）に実施される予定です。

試験の詳細は、平成２７年６月５日（金）の実施公告以降、本会ホームページ（http://www.gifu-takken.or.jp/）及び本誌次月号でお知らせする予定です。

☆　平成２７年度「宅地建物取引士資格試験」スケジュール（予定）

６月　５日(金)	**実施公告** ※　本年度の宅建試験の概要等が公告されます。 官報又はホームページでご確認ください。
７月　１日(水)	**受験申込受付開始** ※　インターネット、郵送いずれかでお申込みください。
７月１５日(水)	**インターネット申込み締切り** ※　２１：５９まで
７月３１日(金)	**郵送申込み締切り** ※　当日消印まで有効
８月	**受付票（試験会場案内など記載）が届きます。**
１０月上旬	**受験票が届きます。** ※　大切に保管ください。
１０月１８日(日)	**宅建試験日** ※　事前に送付されている受験票を持参の上、時間に余裕を持って試験会場にお越しください。
１２月　２日(水)	**合格発表** ※　合格者の受験番号を所定の場所に掲示するとともに、ホームページにも掲載します。 合格者には、合格証書が送付されます。

※　変更される場合もありますので、平成２７年６月５日（金）の実施公告以降、あらためてご確認ください。

２月新設住宅着工

国土交通省がまとめた2月の新設住宅着工戸数は、分譲住宅が前年同月比11.2%増の2万445戸と4カ月ぶりの増加となったものの、持ち家が同9.1%減の2万813戸と13カ月連続の減少、貸家でも同7.5%減の2万5,672戸と8カ月連続の減少となったため､2月の新設住宅着工戸数全体では、同3.1%減の6万7,552戸と12カ月連続の減少となり、着工床面積では、同6.3%減の562万4千㎡となり、13カ月連続の減少となった。

着工戸数の季節調整済年率換算値は90万5千戸となった。持ち家では、民間資金分が同9.5%減の1万8,610戸と12カ月連続の減少、公的資金分でも同5.2%減の2,203戸と22カ月連続の減少となったため、全体でも減少となった。

貸家では、民間資金分が同6.2%減の2万3,237戸と8カ月連続の減少、公的資金分でも同18.4%減の2,435戸と6カ月連続の減少となったため、全体でも減少となった。

分譲住宅では、戸建て住宅が同0.2%減の9,630戸と10カ月連続の減少となったものの、マンションが同23.3%増の1万693戸と3カ月ぶりの増加となったため、全体でも増加となった。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、貸家が同10.8%増の164戸、分譲住宅でも同21.6%増の141戸と増加となったものの、持ち家が同12.9%減の452戸と減少となったため、岐阜県全体では、同3.8%減の758戸と14カ月連続の減少となった。

三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同6.8%減の4,826戸と減少となったものの、貸家が同6.6%増の1万323戸、分譲住宅でも同14.5%増の1万1,908戸と増加となったため、首都圏全体では同5.1%増の2万7,114戸となった。

中部圏では、分譲住宅が同10.3%増の1,600戸と増加となったものの、持ち家が同8.9%減の3,431戸、貸家でも同22.4%減の2,413戸と減少となったため、中部圏全体では同8.4%減の7,651戸となった。

近畿圏では、分譲住宅が同4.1%増の3,239戸と増加となったものの、持ち家が同8.7%減の2,477戸、貸家でも同19.0%減の3,042戸と減少となったため、近畿圏全体では同6.2%減の9,002戸となった。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの貸家が同1.3%増の6,391戸と増加となったものの、持ち家が同5.5%減の3,769戸、分譲住宅でも同3.7%減の493戸と減少となったため、全体では、同1.5%減の1万672戸と4カ月連続の減少となった。

2×4では、持ち家が同5.6%減の2,270戸と減少となったものの、貸家が同3.8%増の4,752戸、分譲住宅でも同14.3%増の1,089戸と増加となったため、全体では、同2.4%増の8,132戸と12カ月ぶりの増加となった。

●新設住宅着工戸数の推移（月別。▲はマイナス）

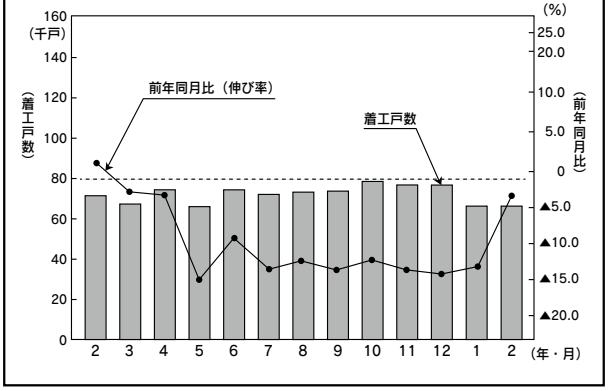

[infomation] インフォメーション

平成２７年度「賃貸不動産経営管理士試験」及び「講習日程」等について

○平成２７年度「賃貸不動産経営管理士」試験概要

【試 験 日 時】 平成２７年１１月１５日（日） １３:００～１４:３０（９０分間）

【試 験 会 場】 全国１１地域（札幌、仙台、東京、横浜、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄 ）

【受　験　料】 １２，９６０円（税込）

【登　録　料】 ６，４８０円（税込）

【出 題 形 式】 四肢択一、４０問出題

【受 験 要 件】 受験要件はありません。（どなたでも受験できます。）
ただし、書類の送付については協議会の定めがあります。

【登 録 要 件】 試験合格後、資格登録を行うには以下の登録要件が必要です。
◇宅地建物取引士（注１）、又は協議会が認める賃貸不動産関連業務（注２）に２年以上従事している又は従事していた者。
（注１）登録手続き時において、有効な宅地建物取引士証の交付を受けている者。
（注２）協議会が認める賃貸不動産関連業務の従事者とは、宅地建物取引業、不動産管理業、不動産賃貸業（家主）及び協議会構成団体（※）の会員とその従事者のほか、協議会が認める者。
※協議会構成団体は、(公財)日本賃貸住宅管理協会、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会、(公社)全日本不動産協会の３団体

【受験案内・申込書・資料請求期間】
平成２７年８月１７日（月）～平成２７年９月２５日（金）

【受験申込書・受付期間】
平成２７年８月２４日（月）～平成２７年９月３０日（火）当日消印有効

【合 格 発 表】 平成２８年１月中旬予定

【公式テキスト】 ＜改訂版＞賃貸不動産管理の知識と実務　３，９８０円（税込）
賃貸不動産経営管理士協議会ホームページより購入できます。
http://www.chintaikanrishi.jp/

○平成２７年度賃貸不動産経営管理士講習

当講習は、協議会公式テキスト「賃貸不動産管理の知識と実務」を教材に使用し、テキストの理解を深めていただくとともに、賃貸管理業務に必要な専門知識の習得と実務能力を高めていただくための講習です。希望者はどなたでも受講できます。

※　本講習を受講しなくても、全国統一試験は受験できます。

※　既存の有資格者（管理士）には受講の義務はありませんが、最新の知識の習得等、自己のレベルアップのために活用できます。

※　１１月に実施する試験の申込は、当講習の申込とは別に「受験申込手続（別途費用)」が必要です。同講習の修了者は、賃貸不動産経営管理士試験を受験した際に、知識を習得した者の証しとして、(出題４０問のうち）４問が免除されます。(２年間有効)

●賃貸不動産経営管理士講習日程（名古屋会場）

【開催日時等】 平成２７年８月６日（木)・７日（金） ダイテックサカエ

【講 習 内 容】 公式テキストを使用した講習（２日間）

【講 習 時 間】 １日目9:３０～１７:４０、２日目9:４５～１７:３０（予定）

【受　講　料】 １７，８２０円（税込・テキスト（３，９８０円[税込]）は別途、各自にてご購入ください。受講に際しては、必ずテキストをご用意ください。)

【受 講 要 件】 受講要件はありません。(どなたでも受講できます。)

【修了の要件】 全ての講義（２日間）の受講（遅刻・中途退室は不可。本人確認を行います。)

【修了の証し】 本講習の修了者は、全国統一試験を受験した場合、知識を習得した者の証しとして、(出題４０問のうち）４問が免除されます。４問免除の適用は平成２７年度および２８年度の試験までです。(２年間有効)（但し、全講義（２日間）の受講者に限ります。)

【受講申込・申込締切日】

賃貸不動産経営管理士講習受講案内（http://www.chintaikanrishi.jp/common/else/cource_info.pdf）をご確認ください。

受講申込締切日は、平成２７年７月２７日（月)（当日必着)、但し、定員になり次第締切られます。

●名古屋以外の会場

【開催期間等】 平成２７年５月１３日（水）～９月４日（金）迄（一部会場、開催済)

【講 習 会 場】 全国１１都市で開催（札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡、沖縄)

国 有 地 売 却 の お 知 ら せ

財務省東海財務局岐阜財務事務所では、国の厳しい財政事情の中で税外収入を確保するため、未利用国有地の売却を一般競争入札により多数実施しているところです。

今回実施する平成２７年度第１回一般競争入札では、以下の物件の売却を予定しています。

※　一般競争入札とは、国が定める最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した方を落札者とするものです。物件の詳細、ご不明な点等につきましては、下記へお問い合わせください。

１．売却予定物件

所　　在　　地	登記地目	地積(㎡)	備　　考
高山市曙町３－４６　外１筆	宅地	254.36	都市計画区域内 (一種中高)
揖斐郡大野町大字瀬古小字瀬古字上加根寺379－10 外２筆	宅地	729.13	都市計画区域内 (指定なし)
揖斐郡大野町大字瀬古小字瀬古字上加根寺379－21 外２筆	宅地	498.63	都市計画区域内 (指定なし)
岐阜市大字鏡島字大灘１４３５－７	畑	256.55	一種住居
岐阜市大字鏡島字村前１５９３－１	田	674.36	一種住居
岐阜市中道北２５３－２　外４筆(建物付)	宅地	567.29	一種住居
岐阜市正木西町５－５	宅地	1,282.01	一種低層
岐阜市大菅南８－１４	畑	264.63	一種住居
岐阜市西中島６－１－９　外１筆	畑	664.63	二種中高
多治見市旭ケ丘三丁目５０－６	宅地	256.21	一種低層
土岐市駄知町字西山１７９８－１５　外１筆	宅地	382.16	都市計画区域内 (一種住居)
土岐市駄知町字日帰２２８１－１６　外１筆	宅地	277.72	都市計画区域内 (準 工 業)
各務原市那加桐野町４－４３－１	田	264.62	一種住居
各務原市那加住吉町５－５４　外３筆	畑	1,311.00	近隣商業
本巣市上真桑字前清水２１７７－２　外１筆	宅地	265.32	都市計画区域内 (二種住居)
海津市平田町今尾字町内３０６２－６	宅地	122.84	都市計画区域内 (指定なし)

２．売却スケジュール

・受付期間　　平成２７年６月１２日(金) から６月２３日(火) まで
・開 札 日　　平成２７年７月１４日(火)

３．その他

・入札にあたり、必ず「入札のしおり」をお読みください。(「入札のしおり」等関係書類の入手については、下記にご連絡願います。)
・入札物件はすべて現況引渡しとなりますので、事前に必ず現地を確認してください。
・一般競争入札で落札されなかった物件は、後日、先着順(申込順) で売払相手方を決定します。詳細は、東海財務局ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】
財務省東海財務局岐阜財務事務所　管財課　売却担当
ＴＥＬ　０５８－２４７－４２５２
ＵＲＬ　http://tokai.mof.go.jp

［不動産キャリア］サポート研修制度　　全宅連からのお知らせ

取引の流れがわかる

めざせ! 不動産キャリアパーソン

住まい購入の安心の目安に

社内研修、従業員教育の一環に

「実務」知識の差が仕事の大きな差に

受講料
①宅建協会会員、その従業者
：8,000円（税別）
②その他：12,000円（税別）

テキスト＋Webで学習

公益認定事業【不動産キャリアパーソン】とは

■不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座。修了試験合格後、全宅連に申請すると「不動産キャリアパーソン」として資格登録されます。

■ベテランや宅建資格者の方は自身の知識や実務の再確認として受講され、また会社の従業員研修としても利用されています。

公益社団法人
全国宅地建物取引業協会連合会（全宅連）

〔お問合せ〕　全宅連 広報研修部　TEL 03-5821-8112（平日9:00～17:00）
〔お申込み〕　全宅連ホームページまたは所属の宅建協会へ

不動産キャリアパーソン

身近な法律相談

(公社)岐阜県宅地建物取引業協会
顧問弁護士　畑　　良平

任意保険契約における傷害保険等について

今回は、任意保険契約における傷害保険等についてご説明致します。皆さんの任意保険契約における約款にてどのような保険内容になっているかご確認ください。

① 搭乗者傷害保険とは何ですか。
② 任意保険において、人身傷害補償保険特約というものが付いています。この保険は、どういう内容のものですか。
③ 友達の車を借りて事故を起こしてしまいました。友人は、自賠責保険しか入っていませんでしたが、自賠責を超える弁償が必要となりました。私が加入している任意保険に他車運転危険担保特約が付帯しています。この保険を使って賠償をすることはできますか。

1．搭乗者傷害保険とは何かについて

⑴ 任意保険契約における「傷害保険」条項の中に搭乗者傷害特約が置かれているものがあります。搭乗者傷害保険とは、契約車の搭乗者が搭乗中に生じた事故により傷害を受けた場合に一定の保険金（例えば、死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金など）が支払われるものです。その金額は保険料の算定により加入時に決めることができます。

⑵ 定額型の傷害保険であるので、その性質上、被保険者の職業、年齢、収入等に関係なく、例えば、後遺障害保険金について言えば、後遺障害の程度に応じて、それぞれの相当する等級に該当したものとみなし、保険金が支払われるものです。

2．人身傷害補償保険について

⑴ 人身傷害補償保険とは、被保険者自身が、いわゆる人身傷害事故により被った損害について、責任の確定や過失割合の決定を待たずに、保険契約（約款）上の損害額の算定基準により算定された金額が支払われる保険です。すなわち、人身傷害補償保険は、被保険自動車の運転者，同乗者又は保有者に生じた人的損害を塡補するものであり、いわば、保険契約者自身の損害を塡補する保険です。

⑵ 従来型の対人賠償保険は、自動車事故により、人を死傷させたり、物を損壊させたりするなどして損害賠償責任を負った場合に、相手方に対する賠償によって、被った損害を補償するものであります。この場合は、過失相殺等によって、法律上の責任が成立する範囲での賠償責任を担保するための保険として構成されております。

これに対し、人身傷害補償保険は、責任の確定や過失割合の決定を待たずに保険契約（約款）上の損害額の算定基準によって金額が支払われます。

⑶ 例えば、人身傷害補償保険に加入している人が事故をし、過失が双方にある場合、人身傷害補償保険と加害者に対する損害賠償金の請求方法の仕方については、人身傷害補償保険金の請求を先に行うか、損害賠償金の請求を行うのが良いのかについて悩ましい問題であります。争いがあり、難しい問題ですので、簡単に述べることが出来ませんので弁護士に相談して頂いた方が良いかと考えます。

3．他車運転危険担保特約について

⑴ 自分の自動車を家族が使用するとか、他人の自動車を一時借用して運転する機会はあるかと考えます。そこで、事故が生じた場合、どう対応するかです。勿論、貸与者の保険にて解決する方法もありますが、自賠責しか加入していない場合にそれでは賄えない賠償額になる場合があります。そのような場合、借用した他人の自動車を、これを運転する者の加入している任意保険の被保険自動車とみなし、この契約に基づく保険保護を借用した自動車に提供して借用運転者を保護する特約があり、これを他車運転危険担保特約と言います。

⑵ ③の質問について言えば、自賠責では賄えない損害が被害者に生じた場合の補償問題が発生しますが、そのような場合には、運転手である自己が加入している任意保険において他車運転危険担保特約が付帯していれば、この特約を用いて賠償することが可能となります。

以上

石綿紡績品の製造工場であった売買対象地から、引渡し完了より４年経過後、大気汚染防止法の基準値を超えない石綿が検出されたところ、売主につき破産手続開始決定がされたことから、買主が瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権につき債権届出をしたが、破産管財人が異議を述べたため、破産債権の確定を求めた事案において、売買契約当時法令上の規制がなく、含有されていた石綿が人の健康に係る被害を生ずるおそれがある限度を超えて含まれていたとも認められないなどとし、瑕疵を否定し、請求を棄却した事例
（東京地裁　平24年９月27日判決　棄却(控訴)）

【事案の概要】

⑴　売主Ｂ社は、本件土地を石綿紡績品の製造工場に使用していた訴外Ａ社から、昭和53年10月31日付売買契約により取得した。

⑵　平成15年12月19日頃、Ｂ社は、Ｃ区に対し、本件土地について、「土地買取希望申出書」を提出した。交渉の過程において、買主Ｘ（Ｃ区土地開発公社、原告）からは、当初本件土地を公園として使用するとの説明がされたが、後に産業再生活用地として使用することに変更された。そして、上記申出に対し、平成16年５月27日、Ｃ区は、Ｘとの間で「用地取得依頼契約」を締結し、本件土地を産業再生活用地として取得することをＸに依頼した。

⑶　平成16年６月18日、契約に向けＸとＢ社は、Ｂ社が法令に基づく調査を実施し、調査の結果、有害物質が検出された場合には、法令に基づく対策を実施する、費用は汚染土壌の処理につきＸとＢ社が各半額を負担するものを除き、Ｂ社の負担とする旨の覚書を締結した。

⑷　Ｂ社は、当該覚書に基づき汚染状況調査を実施したが、一部にふっ素及びその化合物が基準値を超過して存在することが判明し、汚染拡散防止措置を実施した。

⑸　ＸとＢ社は、平成16年８月12日、本件土地をＸに売却する契約を締結し、同月27日、Ｂ社はＸに引渡した。同契約には、Ｂ社は本件土地につき法令に基づく調査を行い、有害物質が検出された場合は、法令に基づく対策を実施し、その費用は汚染土壌の処理につきＸとＢ社が各半額を負担するものを除き、Ｂ社の負担とする特約があった。

⑹　平成20年７月１日、ＸはＣ区に対し、本件土地を工業用地及び出張所用地として売却した。

⑺　Ｃ区は、平成20年10月頃、調査会社に依頼し、本件土地中における繊維状石綿含有等の調査を実施したところ、表層から1.5m以内の埋土層から大気汚染防止法の基準値を超えない石綿が検出された。

⑻　その後、Ｂ社につき破産手続開始決定がされたことから、Ｘが瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権につき債権届出をしたところ、Ｂ社の破産管財人であるＹ（被告）が全額を否認したため、ＸがＹに対し、瑕疵担保責任に基づく損害賠償として、石綿を除去するための費用相当額の債権の確定を請求した。

【判決の要旨】

裁判所は、次のように判示し、Ｘの請求を棄却した。

⑴　民法570条にいう瑕疵とは、目的物に何らかの欠陥があることをいうところ、何が欠陥かは、契約当事者の合意、契約の趣旨に照らし、通常又は特別に予定されていた品質・性能を欠くか否かによって決せられる。そして、売買契約の当事者間において目的物がどのような品質・性能を有することを予定していたかは、法令の定めを充たすことを前提とし、売買契約の明示の約定のほか、売買契約の取引通念上、当該目的物が通常備えるべき品質・性能が重要な基準となる（最高裁平成22年６月１日判決）。

⑵　本件売買契約当時の法令は、石綿を含有する土壌又は建設発生土に適用されるものはないと解される。

⑶　本件覚書において、Ｂ社が求められていた調査は土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく有害物質の調査であり、それらの法令において土壌中の石綿については何ら規定がなかった。そのため、Ｂ社が平成16年８月２日付けで知事に提出した「土壌汚染状況調査報告書」における有害物質には石綿が含まれず、そもそも調査項目にすらなっていなかった。また、Ｂ社は、それに先立つ同年６月25日付けで知事に対し、「土地利用の履歴等調査届出書」を提出したところ、そこには、本件土地が、「Ａ社・大森工場」として使用されていたこと、業種及び主要製品は「不明」であることが記載されていたが、行政から、本件土地の土壌中の石綿について調査を求められたことはなかった。

⑷　以上によれば、①石綿を含有する土壌あるいは建設発生土それ自体については、本件売買契約当時、法令上の規制はなく、②本件売買契約において求められていた性能は、土壌汚染対策法及び環境確保条例が定める有害物質が基準値以下であることであり、③本件売買契約当時の実務的取扱いとしても、石綿含有量を問わずに、石綿を含有する土壌あるいは建設発生土を廃石綿等に準じた処理をするという扱いが確立していたとはいえず、さらに、そもそも本件土地に含有されていた石綿が、「土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある」限度を超えて含まれていたとも認められないから、本件土地に瑕疵があったとはいえない。

【まとめ】

本判決は、売買対象である土地に石綿の含有が判明し、売主の瑕疵担保責任の有無が争点になった事案において、石綿を含有する土壌又は建設発生土それ自体については、本件売買契約当時、法令上の規制はなく、石綿が、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある限度を超えて含まれていたとも認められないなどとして、瑕疵を否定し、請求を棄却した事例である。

瑕疵の判断基準につき最高裁平成22年６月１日判決を引用の上、石綿を含有する土壌又は建設発生土についての法令の定め、本件売買契約に至る経緯、売買契約当時の実務的取り扱い等を検討し、瑕疵を否定しており、実務上参考になると思われる。

なお、本件は控訴中であり、今後の動向を注視したい。

また、土地の取引において土壌汚染が論点となることが多くなっているが、その場合の瑕疵の判断基準について、最高裁平22．６．１を参照されたい。

免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の９０日前から３０日前までの間に申請して下さい。

免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。

協会の動き

4月8日
・第1回法定講習会
4月14日
・会計指導
4月15日
・第2回法定講習会
・宅建ぎふ№460号発行
4月16日
・弁護士相談
4月20日
・監査会
4月23日
・第1回総務・財務合同委員会
報告事項
⑴　入退会状況について
⑵　保証協会「会員之証」のリニューアルについて
協議事項
⑴　業協会平成26年度事業報告及び決算について
⑵　岐阜本部平成26年度事業報告及び決算について
⑶　平成27年度定時総会について
4月24日
・第1回常任理事（常任幹事）会
報告事項
⑴　入退会状況について
⑵　保証協会「会員之証」のリニューアルについて
協議事項
⑴　業協会平成26年度事業報告及び決算について
⑵　岐阜本部平成26年度事業報告及び決算について
⑶　第1回理事（幹事）会について
⑷　平成27年度定時総会について
4月28日
・(公社)中部圏不動産流通機構第1回総務・財政委員会
名古屋市：山本常務理事出席
4月30日
・第39回全国育樹祭岐阜県実行委員会第2回総会、記念講演会
岐阜市：箕浦会長出席

支部だより

岐阜中支部
4月1日
監査会
4月2日
第1回幹事(監査)会
4月7日
巡回相談(岐阜市役所)
4月14日
巡回相談(岐阜市役所)
4月22日
支部総会

岐阜南支部
4月1日
巡回相談(各務原市役所)
4月2日
監査会
4月6日
第1回正副支部長会
第1回幹事会
4月15日
巡回相談(羽島市役所)
4月21日
巡回相談(岐阜市役所)
4月23日
支部総会

岐阜北支部
4月2日
監査会
4月3日
第1回幹事会
4月9日
新規入会者事務所調査
入会審査会
4月27日
支部総会
4月28日
巡回相談(岐阜市役所)

西濃支部
4月6日
監査会
第1回幹事(監査)会
4月24日
巡回相談(大垣市役所)
4月27日
支部総会

中濃支部
4月7日
監査会
4月9日
第1回幹事会
4月14日
巡回相談(関市総合福祉会館)
4月17日
新規入会者事務所調査
入会審査会
4月24日
支部総会

東濃支部
4月9日
監査会
第1回役員(幹事)会
監査報告会
4月22日
支部総会
4月24日
新規入会者事務所調査
4月27日
入会審査会

飛騨支部
4月3日
監査会
4月8日
第1回役員会
4月21日
総務委員会
4月28日
支部総会

会・員・の・異・動

入　会　者（会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。）

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代　表　者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電話番号 ＦＡＸ番号	事務所所在地	〒
(1)　4837 27. 2. 2	イナット不動産事務所	稲　葉　友　彦	稲　葉　友　彦	0584-34-1395 0584-34-1395	養老郡養老町押越688-6	503- 1316

【西濃支部】

退　会　者

支　部	商　　号	代　表　者	事務所所在地	備考	頁
西　濃	ｅ　ー　ハ　ウ　ス　㈱	林　　潔　子	揖斐郡大野町大字稲富2538-8	廃　　業	53
西　濃	丸　平　建　設　㈱	林　　寛	揖斐郡大野町大字稲富2538-8	破　　産	53

変更事項（４月）

支　部	商　　号	変更事項	変　更　内　容		頁
			旧	新	
岐阜中	㈱　市　川　工　務　店	専任取引士	波多野治之		8
岐阜中	ぎ ふ 農 業 協 同 組 合	専任取引士	伊藤正人・林良直	柴田敏夫・古田良之	9
岐阜中	ぎ ふ 農 業 協 同 組 合 不動産センター	政令使用人	古田良之	金森徹也	9
		専任取引士	古田良之・服部恭幸 三島竜二	金森徹也・神谷紀行 吉岡幸佑	
岐阜中	ぎ ふ 農 業 協 同 組 合 芥見支店	政令使用人	後藤眞司	田島義則	9
		専任取引士	後藤眞司	田島義則	
岐阜南	㈲　オ　ー　ク　ス	代　表　者	福井進	髙井聡	16
		専任取引士		髙井聡	
岐阜南	ぎ ふ 農 業 協 同 組 合 穂積支店	支　　部	岐阜南支部	岐阜北支部	16
		名　　称	厚見支店	穂積支店	
		所　在　地	〒500-8258 岐阜市東明見町8-1	〒501-0222 瑞穂市別府658-1	
		Ｔ　Ｅ　Ｌ	058-271-0782	058-326-3131	
		Ｆ　Ａ　Ｘ	058-271-0742	058-327-2757	
		政令使用人	山田浩司	大野友康	
		専任取引士	山田浩司	大野友康	
岐阜南	ぎ ふ 農 業 協 同 組 合 三里支店	名　　称	鶉支店	三里支店	16
		所　在　地	〒500-8285 岐阜市南鶉7-19	〒500-8358 岐阜市六条南2-1-1	
		Ｔ　Ｅ　Ｌ	058-272-2006	058-271-3538	
		Ｆ　Ａ　Ｘ	058-272-1642	058-271-3547	
		政令使用人	古田喜久郎	小林秀行	
		専任取引士	古田喜久郎	原瀬誠	
岐阜南	㈱　ラ　イ　ズ　ワ　ン	専任取引士		堀正志	18
岐阜南	ぎ ふ 農 業 協 同 組 合 正木支店	専任取引士	桑原源到	水野智也	20
岐阜南	は　ち　企　画　㈱	専任取引士	田中佐企	中村純	20

岐阜南	㈱Ｉｎ　Ｄｅｓｉｇｎ	支　　部	岐阜南支部	岐阜中支部	22
		所　在　地	〒504-0021 各務原市那加前洞新町2-135-3	〒500-8135 岐阜市織田塚町1-11-6	
		ＦＡＸ	058-216-1210	058-246-0977	
岐阜南	ぎふ農業協同組合 蘇原支店	政令使用人	澤田俊勝	加納洋光	22
岐阜南	ぎふ農業協同組合 不動産センター各務原	政令使用人	金森徹也	三島竜二	22
		専任取引士	金森徹也	三島竜二	
岐阜南	㈱パナホーム愛岐	専任取引士		河村智洋	24
岐阜南	ぎふ農業協同組合 はぐり支店	政令使用人	藤井千春	林良直	26
		専任取引士		林良直	
岐阜南	大丸開発㈱	専任取引士	堺澤聡志		26
岐阜北	ぎふ農業協同組合 長良支店	専任取引士		服部恭幸	30
岐阜北	ぎふ農業協同組合 黒野支店	政令使用人	真鍋勇	後藤昇	30
岐阜北	山興住宅㈱	専任取引士		堺澤聡志	32
岐阜北	ぎふ農業協同組合 高富支店	政令使用人	種田浩二	佐伯岳人	34
		専任取引士	種田浩二	佐伯岳人	
岐阜北	ぎふ農業協同組合 本巣支店	政令使用人	林保幸	篠田孝司	37
岐阜北	ぎふ農業協同組合 北方支店	政令使用人	篠田孝司	林保幸	38
西濃	㈱ハウスドゥ住宅販売 大垣店	専任取引士	丸山歩美	髙谷成昭・松岡継太	42
西濃	㈱明星	専任取引士	山田肇		43
西濃	未来都市開発㈱	代表者	川合旭	川合博通	43
中濃	㈱野田開発	専任取引士	吉田由美	西部研二	57
中濃	㈲セイケン	専任取引士	加納佳枝	鈴木博子	62
中濃	ＤＳ　ＴＯＫＡＩ㈱	専任取引士		淺田一範	63
中濃	ランドワークス	ＦＡＸ	0575-24-8055	0575-23-5729	—
中濃	マルイ不動産㈱ 可児支店	専任取引士	福井直人		63
東濃	マルイ不動産㈱	専任取引士		佐藤紀子・福井直人	76
東濃	㈲中津川不動産	専任取引士	熊崎昌治		78
		ＦＡＸ	0573-65-2672	0572-22-1807	
東濃	丸山木材工業㈱	専任取引士	百瀬英明	小瀬英明	78
東濃	㈲ユーライン	専任取引士	佐髙清香	今井淳子	79

※　頁の欄は、「平成26・27年度会員名簿」の掲載ページです。「―」の表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。

「訃　報」

謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りします。

支　部	商　　号	代表者	逝去者	続柄	逝去年月日
飛騨	㈱古橋組	古橋　慎也	古橋　　武	父	平成27年4月4日
西濃	三興開発㈱	大川　久人	大川　定男	父	平成27年4月8日
岐阜中	㈱マイホーム	佐野　博満	佐野　博満	本人	平成27年4月16日
岐阜北	原尾不動産	原尾　　実	原尾　鈴子	母	平成27年4月17日

ハトマークは、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。２羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味しています。
また、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。
マークの上にある"ＲＥＡＬ　ＰＡＲＴＮＥＲ"は、会員とユーザーが"ＲＥＡＬ　ＰＡＲＴＮＥＲ"となり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークに込めたものです。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

【本部無料相談所】　来館による相談は事前に電話でご予約ください。
所在地　岐阜市六条南２－５－３　岐阜県不動産会館
電話番号　058－275－1551
実施日時　毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前 10：00～12：00　午後１：00～４：00
弁護士相談　事前に電話でご予約ください。
毎月第３木曜日　午後１：30～４：00（予約制）

【支部無料相談所】　事前に電話でご予約ください。
実施日時　毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前 10：30～12：00　午後１：00～３：30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5－26－5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3－47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1－25－1 白木ビル２Ｆ	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5－11 オノデン住吉ビル２Ｆ	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1－1－20 美濃加茂商工会館１Ｆ	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉梅ノ木町2－9－2 陶都信用農業協同組合　泉梅ノ木支店2F	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町２－31－19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

"ハトマークサイト岐阜"
http://www.gifu-takken.or.jp

平成27年4月30日現在
所属会員　1,175名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話　058(275)1551　ＦＡＸ　058(274)8833

（発行人）
会長・本部長　箕浦茂幸
（編集責任者）
情報提供委員長　瀬上直樹